

# 6月からお薬の販売方法が変わります

薬事法の改正により、平成21年6月から医薬品の販売方法が変わります。新しい販売制度は、購入者からみてわかりやすく、そして薬剤師などの専門家による適切な情報提供等がなされ、医薬品の適正使用がさらに推進されます。

## 医薬品は3つのグループに分類されます

第1類医薬品	第2類医薬品	第3類医薬品
一般用医薬品としての使用経験が少ない等、安全性上、特に注意を要する成分を含むもの	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害を起こすおそれがあるもの	日常生活に支障を来す程度ではないが、身体の変調・不調が起こるおそれがある成分を含むもの
例えば H2ブロッカー含有薬 一部の毛髪用剤 等	例えば 主なかぜ薬 解熱鎮痛剤等 胃腸鎮痛けい薬 等	例えば ビタミンB・C含有保健薬 主な整腸薬 消化薬 等

## 医薬品の専門家が分類に応じた情報を提供します

第1類医薬品については、薬剤師による適切な情報提供や相談対応が義務づけられます。第2・第3類医薬品については薬剤師もしくは登録販売者が情報提供と相談対応を行います。

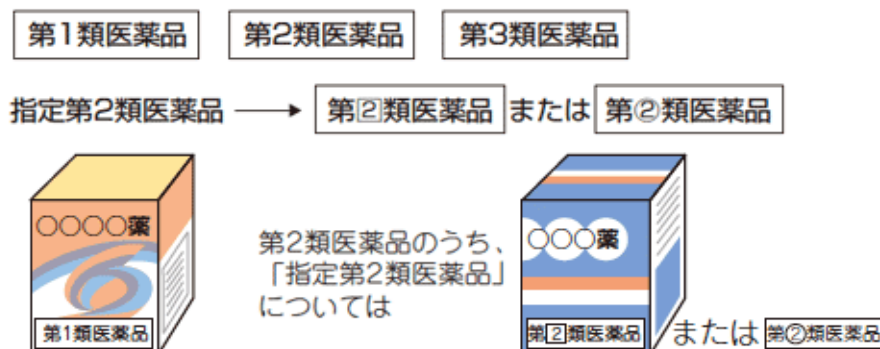
第1類医薬品	第2類医薬品	第3類医薬品
薬剤師	薬剤師または登録販売者	薬剤師または登録販売者
文書での情報提供（義務）	努力義務	法律上の規定なし

薬剤師、登録販売者、一般従事者がはっきりわかるように名札を着用し、購入者からみて、だれが専門家かわかりやすくなります。

登録販売者は、都道府県知事の行う試験に合格し、販売従事登録を受けた者です。薬剤師ではありませんが、第2類、第3類医薬品の販売と情報提供が認められています。

## 医薬品の外箱にも分類が表示されます

購入者にとって、医薬品の分類がわかるように、外箱などに表示されます。



## 薬局・薬店での掲示・陳列方法の決まりができます

薬局・薬店の店頭では、取り扱う医薬品の種類や、店舗にいる専門家（薬剤師・登録販売者）の人数、相談できる時間帯などが掲示されます。さらに、分類ごとの陳列を行うとともに、第1類医薬品は購入者が直接手に取れないカウンターでの陳列となり、薬剤師が事前に書面で説明のうえ、販売することになります。